

短期および中期の拘禁刑を代替する立法的措置

所一彦

一 短期および中期拘禁刑の使用とその代替物

短期拘禁刑は、日本では、ヨーロッパ諸国におけるほど頻繁には用いられて来なかつた。一九六〇年に国際連合が諸国から資料を収集したとき、六カ月以下の拘禁刑が全拘禁刑に占める割合は、フィンランド六〇%、イギリス六九%、西ドイツ七一%以上、オランダ六七%、ユーゴスラヴィア八〇%、ベルギー八〇%、イタリー一六〇%、スペイン五〇%、イスラエル八五%であったのに対し、日本では一二%に過ぎなかつた。日本の数字は、その後、短期拘禁刑の科されることの多い自動車事故の増大により漸増し、一九七〇年には一七%になつたが、それでも、日本がこの点で特異であることは明らかである。

しかし日本でも、かつてはもつと頻繁に短期拘禁刑が用いられた。第二次世界大戦終了前に包括的な行刑統計が作成されていた一八九九年から一九四二年までの時期で見ると、短期拘禁刑の率は、六九%から八八%の間に分布している。その多くは、警察署長によつて言渡され、警察の留置場で執行された三〇日未満の拘留であつた。ところが第二次世界大戦後、この「警察拘留」が廃止された。いかなる刑罰も、裁判所の命令なしには科さ

れ得ないことになり、しかも裁判所は、公判を開くことなしにはいかなる拘禁刑をも科し得ないことになった。

この変化の結果は、拘留とよばれる三〇日未満の拘禁刑の劇的な減少であつた。この種類の拘禁刑が言渡されるのは今日極めて例外的でしかなく、拘禁刑受刑者四〇〇人に対し一人の割合に過ぎない。

では、かつて拘留で処罰されていたような人々は、現在どのように扱われているのであろうか。おそらく若干の者は、何の処罰も受けていない。というのは、警察署長がその拘留科刑権を失なつた理由というものが、そもそも彼等がこの科刑権をひどく濫用したという著名な事実だつたからである。他方、罰金によつて引継がれた部分も幾らかはあると考えられる。ほんの少しのあいだ拘禁しておくために公判という厄介な手続を負担しなければならないとすれば、検察官は罰金で我慢し、公判を避けるかも知れない。いずれにせよ、日本は、あらゆる拘禁刑の前提に適正な——したがつてまた厄介な——法の手続を置くことによつて、短期自由刑を駆逐することに成功した（もし駆逐さるべきものとすれば）ということができよう。

しかし手続的な障害は、日本における短期拘禁刑の劇的な減少の唯一の要因ではない。警察拘留以外の拘留も、以前は、もつと頻繁に用いられていた。しかもその減少は、戦後の手続改革より一〇年以上前に始まつていてある。また拘留より重い種類の拘禁刑すなわち懲役および禁錮についても、同様に短期刑の減少が見られる。一九一四年にはこれらの種類の拘禁刑中五分の一が三ヶ月以下であつたのに、次第に減少して戦後は五〇分の一に落ち込んだ。六ヶ月以下で三ヶ月を超える懲役・禁錮も、これほど劇的ではないがやはり減少した。すなわち一九一四年に二九%であつたのが次第に減少して一九四九年には八%になり、ただ主として前記自動車事故の増大により、その後若干回復して一九六九年に一四%になつた。この最近の反動と、一九二〇年代の政治的動搖による一時的な拘留の増大とを別とすれば、短期拘禁刑は、公判を経て言渡されるものに限つてみても、過去

半世紀のあいだに歴然と衰退している。

短期拘禁刑のこのようないくつかの衰退にとつて代つたのは、罰金を別とすれば、おそらく執行猶予と起訴猶予である。

一九〇五年に、初犯者に対して言渡された拘禁刑の執行を猶予する法律が制定された。他方、非公式に訴追を猶予する慣行も、やがて形成された。この慣行は一九二二年制定の刑事訴訟法によつて公認され、検察官が、被疑者の性格、年令、境遇、犯罪後の状況等を考慮して訴追しないことができるようになつた。一九五三年には、最初の拘禁刑の執行が猶予されていたばあいには二度目の拘禁刑の執行も猶予されるように、執行猶予を用いるばあいが拡大された。今日では、交通違反を除く起訴可能の全事件中約四〇%が起訴猶予になり、起訴された者は七〇%以上が公判を経ずに罰金で処罰され、公判に付された者の約半分が執行猶予を得る。実刑に処されるのは、公判に付された者の約四〇%、有罪とされた者の一二%、検察官によつて起訴可能と判断された者の約七%に過ぎない。

執行猶予の高率の使用は、単に短期拘禁制を避ける手段として用いられるからばかりでなく、中期の拘禁刑もまた頻繁に執行猶予を受ける事実によるところが大きい。執行猶予が始めて採用された一九〇五年には、猶予されうる拘禁刑の上限が一年であつたが、一九〇七年にはこれが二年になり、一九四七年には三年になつた（もつとも、二度目の執行猶予は、一年以下の拘禁刑に限られている）。今日、執行猶予を受ける拘禁刑の約八〇%は、六ヶ月を超える刑である。もつとも裁判官は、執行猶予を言渡さないばあいには求刑された刑の何割かを減じて宣告するのが普通であるのに、執行猶予を言渡すばあいには刑期の点では求刑通りを言渡すのが普通であるから、執行猶予を受ける刑の刑期がやや長くなる傾向のあることは念頭に置かねばならない。しかしこの点を考慮に入れても、中期の拘禁刑が執行猶予を享受する割合は、短期の拘禁刑のそれより小さいとは必ずしもいえない。一

九六九年の統計では、一年以下で六ヶ月を超える拘禁刑の執行猶予率が七〇%、六ヶ月以下の拘禁刑のそれが六三%であった。三年以下で一年を超える拘禁刑でさえも、四三%が執行猶予を得ている。

これら執行猶予刑の多くは、アメリカのプロベイションに通常伴なうような公式の監督を伴なわないものであることに注意しなければならない。そのような保護観察を伴なう執行猶予は五分の一弱であり、残りは、保護観察ではなく、対象者自身の申請にもとづいて与えられる応急の援助の対象となるに過ぎない。もつとも、執行猶予が言渡されるのは、犯人の善行保持について適当な人的保証のあるばあいであることが多い。家族、親戚、知人、雇主等が、釈放された犯人の面倒を見ることをしばしば約束する。保護観察は、こうした非公式の監護機構を補充する役割を果すに過ぎないと見ることもできる。のみならず、公式の保護観察も、ほとんどすべてのばあい、無報酬の民間篤志家によつて実施される。彼等は、通常、犯人の住む地域社会の有力者である。

起訴猶予も、類似の人的保証を得て為されることが多い。若干のばあいには、検察官自身が、犯人の面倒を見る人物を探す。起訴猶予については公式の保護観察を付すことができないので、起訴猶予者にも適用しうる前記応急の援助の制度を利用して、非公式の監督を行なうことが試みられている。前記の民間篤志家は、このばあいにも重要な役割を果す。

短期拘禁刑に対する反対運動が日本における短期拘禁刑の劇的な衰退に何ほどかあづかつて力あつたことは疑いない。しかしこれ以上に概観した日本の状況を全体としてみると、そうした反対運動を側面から助ける特殊日本的な何物かがあつたことが見えるであろう。多くの文献が指摘するように、日本人は、多少とも全体主義的な構造を持つ緊密な集団関係のなかで育ち、生活する。このような集団関係は、犯罪者の社会復帰のための有力な社会資源として利用されうるであろう。日本の刑事政策は、こうした社会資源をフルに利用することによつて、拘禁

刑、とくに比較的短期のそれの使用を最少限に抑えているように思われる。

資料・短期および中期の拘禁刑を代替する立法的措置

二 短期および中期拘禁刑の効果とその代替物

短期拘禁刑が多くの犯罪学者によつて攻撃されたのは、それが効果的でないという理由からであつた。しかしこの点に関する日本の資料は、他の若干の国のそれと同様、短期拘禁刑が、犯罪者の改善という目標に照らして、より長期の拘禁刑に比し著しく効果的でないということを示していない。高橋正巳は、刑期別の釈放者数と再入受刑者数とを記載した累年の公式統計を利用して、刑期別の再入率を推計した。それによると、最も高率の再入率は、最も短い刑期すなわち一年以下の刑期のグループにではなく、中位の刑期すなわち三年以下で一年を超える刑期のグループに見出された。

朝倉京一ほかは、初入受刑者五、〇〇〇名の追跡調査を行ない、高橋の結果と類似の結果を見出した。第一表は、一九二三年以降を六期に区分したうちの最後の期間すなわち一九四九—五三年に出所した受刑者に関するものであるが、他の期間についても、結果は酷似している。同表の刑期は、実際に刑務所に居た期間なので、そこでの九ヶ月は、高橋のばあいの一年にほぼ匹敵することに留意されたい。なお刑期の長さは罪種と相關があり、罪種はまた再犯率と相關する。しかし朝倉らは、窃盗による受刑者のみをとつて見ても、右の関係は変わらないことを示した。

中河原通之ほかは、初入受刑者二、二四四名の追跡調査を行ない、高橋および朝倉の結果と類似の結果を見出した。しかし中河原らは、窃盗犯人の再逮捕率を見た結果、第二表に示されるように、宣告刑一年以下のグループの再逮捕率が、一年半以下で一年を超えるグループのそれとともに最高であることを見出している。つまり刑

第1表 1949—53年に出所した受刑者の再入率
(出所後10年以上 法務総合研究所研究部紀要1960による)

在所期間	3月以下	6月以下	9月以下	1年以下	1年6月以下	1年6月を超える
出所者数	61	191	140	85	66	87
再入率	10%	22%	24%	40%	29%	10%

第2表 出所した窃盜受刑者の再犯率
(出所後5年間 前掲紀要1960)

言渡刑期	6月以下	1年以下	1年6月以下	1年6月を超える
出所者数	48	275	79	28
再入率	35%	37%	45%	36%
再逮捕率	60%	60%	58%	43%
差	25%	24%	13%	7%

期一年以下のグループの再入率が低いのは、おそらく、再犯の犯行が軽微なため、主として逮捕から公判までの過程で事件が消失するからだと推測される。あきらかに、比較的短い刑の刑余者は、軽微な犯罪を反復する常習的な犯罪者を多く含んでいる。というのは、刑期が短いほど、刑余者が再逮捕されるまでの期間は短かく、再逮捕される回数は多く、最初の受刑前に逮捕された回数も多いからである。それでは、改善効果はどうなのか。第三表は、受刑の前後における逮捕率の変化を刑期別に見たものである。これによると、最も常習的でない犯罪者は、短い刑の後でも長い刑の後のばあいと同様に増えるが、最も常習的な犯罪者は、短い刑の後におけるよりも長い刑の後における方が大きく減少することがわかる。しかしこの最も常習的な犯罪者に関する短期拘禁刑の無能が、再入率における成績のすべてを差引いてしまうものかということになると、再犯の犯行の重大性をも考慮に入れる限り、やはり疑わしい。

このように見て來ると、本会議が、他の方法によつて代置さるべき刑の種類として短期拘禁刑ばかりでなく中期拘禁刑をも挙げたのは賢明であつたということになろう。しかしました、長

資料・短期および中期の拘禁刑を代替する立法的措置

第3表 受刑の前後における逮捕率の変化

(前掲紀要 1960 にもとづいて作成)

言 渡 刑 期	6月以下	1年以下	1年以上
受刑者数 計	36	186	62
受刑前後の増減	受刑前 増減	受刑前 増減	受刑前 増減
逮捕回数 前1回、後0回	6.....14 +22%	48.....89 +22%	26.....36 +16%
逮捕回数 前2~3回、後1~2回	17.....6 -31%	81.....60 -11%	21.....21 0%
逮捕回数 前4回以上、後3回以上	13.....16 + 8%	57.....37 -11%	15.....5 -16%

期の拘禁刑が短期および中期の拘禁刑より改善効果を持つということも、再入率および再逮捕率における長期拘禁刑の低率にかかわらず、必ずしも確かにない。犯行が重大であるばあいには、裁判所は、犯人が以後は善行を保つだろうと予測し得ても、執行猶予を言渡すことが法律上できないというばあいがあるし、すくなくとも、執行猶予を与えることについて躊躇を余儀なくされる。その結果、最も重い罪で最も長い刑に服している受刑者が最良の受刑者だということがしばしば起る。そのうえ、長期の拘禁刑が終つたときには、最も犯罪率の高い年令も終つてゐるといふことも多い。したがつて拘禁刑の長さがいかに累犯性に影響するかは、なお将来の研究に待つといわねばならない。長期の拘禁刑が論議の対象外に置かれるのは、それが改善効果を持つからではなく、ただ単に、それに代るもののが見出し難いからであろう。

では、短期および中期の拘禁刑が罰金や起訴猶予によつて代替された結果は、どのようであらうか。これらの代替的措置に付された犯人達の追跡調査が幾つか為されている。しかしどの調査も、これらの措置についての再犯率を、短期および中期の拘禁刑についての再犯率と厳密な方法で比較していない。別々の研究が別々の罪種について別々

第4表 窃盗犯人の処遇別再犯率

(前掲紀要 1960, 1963, 1968, 1969 にもとづいて作成)

		再逮捕率(%)		再入率 (%) 1年間	釈放者数	調査者 釈放年次
		1年間	2年間			
言渡刑期	6月以下	42	56		48	中河原 1953
	1年以下	35	53		275	
	1年を超える	23	46		107	
在所期間	6月以下			14	102	朝倉 1949~53
	1年以下			23	128	
	1年以上			15	60	
執行猶予	保護観察無	25*		6*	2,448	中河原 1960
	保護観察有	38*		19*	675	
	区別せず	22	40**		1,036	井出 1964
起訴猶予		12			1,282	

* 1年2月 ** 2年2月ないし3年2月

の時期に別々の長さの期間追跡しているに止まる。第四表は、これらの諸研究から、曲りなりにも比較できそうな数字を寄せ集め、一覧したものである。この表によると、再犯率が最も低いのは起訴猶予のばあいであり、次に低いのは保護観察なしの執行猶予、最も高いのは、実刑のばあいと保護観察つきの執行猶予のばあいである。このことは、むろん、起訴猶予が最も効果的な改善策であり、保護観察なしの執行猶予がそれに次ぐ、ということを必ずしも意味しない。なぜなら、検察官や裁判官は、起訴猶予や執行猶予を選ぶに際し、予後の良い犯人を悪い犯人から選り分けるよう努力するからである。同様に、保護観察つき執行猶予の成績が表見上悪いのは、その対象となる者の質が悪いからかも知れない。この種の執行猶予は、保護観察が必要的に付される再度の執行猶予のばあいと、裁量的に保護観察が付されるばあいの双方を含むが、再犯率の点では、両者のあいだに顕著な差がない。さらに、釈放後の入所率についていえば、入所歴のある者と再度の執行猶予者は、法律上、執行猶予

の時期に別々の長さの期間追跡しているに止まる。第四表は、これらの諸研究から、曲りなりにも比較できそうな数字を寄せ集め、一覧したものである。この表によると、再犯率が最も低いのは起訴猶予のばあいであり、次に低いのは保護観察なしの執行猶予、最も高いのは、実刑のばあいと保護観察つきの執行猶予のばあいである。

資料・短期および中期の拘禁刑を代替する立法的措置

第5表 釈放後1年間の窃盗犯人の再逮捕率

(前掲紀要 1964 所収、中河原ほかによる諸表にもとづいて作成、実刑の再逮捕率は推計による)

逮 捕 歴	0	1~2	3以上
実 刑 釈放者数	20% 80	25% 119	32% 85
保護観察つき執行猶予 釈放者数	31% 49	27% 259	32% 367
保護観察なしの執行猶予 釈放者数	15% 950	25% 929	41% 571

第6表 釈放後1年間の再犯率(道交法違反を除く)

(前掲紀要 1968, 1969 所収、井手ほかによる諸表にもとづいて作成)

検 举 歴	0	1 以 上
起 訴 猶 予 釈 放 者 数	4% 6,395	17% 2,901
執 行 猶 予 釈 放 者 数	6% 1,460	26% 2,495

第7表 各種処遇の再逮捕率

(前掲紀要 1965, 1968 の諸表にもとづいて作成)

罪 種	壳 春	暴 行	過 失 犯	追跡期間	調査者 釈放年次
罰 金 釈放者数	77% 218	44% 380	24% 21	3年	片 倉 1960
執 行 猶 予 釈 放 者 数	53% 219	41% 334	10% 271	2年2月~ 3年2月	井 手 1964

を受けることができない点で不利であることも注意しなければならない。第五表は、逮捕前歴によつて対象者の質を揃えたうえで、実刑のばあいと執行猶予のばあいとの再逮捕率を比較したものである。これによると、実刑の表見上の不成功が消失している。すなわち、実刑は、初犯者については保護観察なしの執行猶予より成績が悪いが、多数回の逮捕前歴者については、むしろ成績がいい。保護観察つきの執行猶予との比較でいうと、実刑は初犯者についても成績がいい。起訴猶予は、第六表に示すように、同様の方法で対象者の質を揃えて、執行猶予よりさらに若干成績がいい。

罰金については、評価はもつと困難である。第七表は、罰金のばあいの再逮捕率を、起訴猶予および執行猶予のばあい

第8表 過失犯の執行猶予率と全犯罪の執行猶予率の対比(1970)

過失 致死傷	言渡刑期	6月未満	6月以上1月末満	1年以上3年以下
		34%	61%	58%
全犯罪	執行猶予率	62%	68%	44%
	言渡刑期	6月以下	6月を超え1年以下	1年を超え3年以下

のそれと比較したものであるが、罪種を揃えることしかできておらず、罰金の不成績をこの表から直ちに結論するのは問題であろう。以上要するに、拘禁刑は、改善効果がないといふ証明ができている以上に回避されて来たということがいえよう。このことは、人間の自由は、たとえそれが犯罪者の自由であろうとも、可及的に尊重されなければならないとする観点からすれば、必ずしも理解できないことはない。しかしながら、上述のような地域社会内の資源に対する過度の信頼がなかつたかどうか——とくに今日そうした資源が都市化の進行によつて枯渇しつつある状況のもとで——は問題とされねばならないであろう。

三 過失犯

最近における比較的短い拘禁刑の復活について主たる責任のある過失致死傷に関しては、特殊な考察が必要である。ますます増大する自動車事故の脅威は、自動車の運転による過失致死傷事件について検察官に起訴猶予を控えさせ、次いで裁判官に執行猶予を控えさせることに至つた。一九七〇年についていふと、起訴猶予率すなわち起訴可能と認められた事件のうちで起訴猶予処分を受けた事件の率は、過失致死傷事件（その多くは自動車運転によるもの）の二五%に過ぎなかつた。単純な交通違反を除く他の事件では、起訴猶予率は四〇%に達する。執行猶予率すなわち全言渡拘禁刑中執行猶予に付されたものの率は、過失致死傷事件で六四%、他の事件で五六%で、どちらかいえば前者の方が高い。しかし類似の期間の拘禁刑について見ると、第八表に示すように、短期拘禁刑は過失致死傷事件に

おいて他の事件におけるより遙かに執行猶予率が低い。この種の過失犯の刑は、被害が傷害に止まるときは、公判を経ずに罰金を命ずる裁判所の略式命令で済むのが普通であるが、それでも、一九七〇年には、過失傷害で実刑を科された者が二、一七五名に達した。過失致死の場合には、検察官が扱う全事件中の三分の一弱が公判に付され、さらに、公判に付された者の約三分の一が刑務所に送られる。一九七〇年には、一、七六三名が過失致死で刑務所に送られた。これら過失致死傷によつて刑務所に送られた者の合計四、四七八名は、刑務所に送られた者全体の一五%に相当する。

巨大都市である東京では、自動車事故の実刑率がとくに高まつている。一九七一年に自動車に関する強制的な責任保険の記録から採つたサンプルでは、致死事故について責任ある自動車運転者二三名中、二一名が検察官に送致された。この二一名のうち一五名が起訴され、五名が証拠不十分で釈放され、一名が家庭裁判所に送られた。起訴猶予はなかつた。起訴された一五名中、八名が実刑を受け、二名が執行猶予を得、五名が罰金を科された。

この特殊な領域における刑罰的な実務は、上述の全体として寛容な日本の刑事政策のなかで甚だ異質のものである。これはいうまでもなく自動車事故の被害者の恐るべき数に由来する非常事態感の結果であるが、しかし同時に、他の種類の犯罪に対しては通常有効であるような地域社会内の監視が自動車の運転者に対する機能せず、危険な運転者に対するサンクションとしては国家的刑罰がほとんど唯一のものであるという事情も考慮に入れられねばならない。

もつとも、危険な運転者に対し、拘禁刑が実際に改善効果を持つかどうかは、なお将来の研究に委ねられた問題である。実刑を言渡された運転者の多くは、現在、この種のものを集禁する特殊な施設に収容される。この種の施設からの釈放者の再犯率が低いことに関係者は一般に満足しているが、この種の施設と諸他の方法との改善

効果を厳密に比較できるような資料は得られていない。のみならず、刑務所に収容された運転者の過半数は、釈放後は運転しまいと思う旨を述べている。もし彼等の再犯率が、彼等に運転を控えさせることによつて低められるのだとすれば、同じ結果は、運転免許を再び得させないようによつても得られるであろう。運転免許の付与、停止、取消は公安委員会によつて為されるが、公安委員会は、刑事政策の諸他の組織から離れたものとして組織され、その結果、これらの作用は、刑事政策の諸他の方法と緊密に連携していない。免許の停止や取消の効果を諸他の方法のそれと比較しうるような資料は得られていない。

四 少年犯罪者

二〇才未満の若い犯罪者については、特別の取扱いをする法律が発達している。二〇才未満の被疑者はすべて家庭裁判所に送られ、そこで少年院送致、保護觀察所の保護觀察（実際にはおおむね前記の民間篤志家によつて実施される）、通常の刑事手続に服させるための検察官への逆送などの処分を受ける。検察官は、家庭裁判所への送致についても、逆送された事件の起訴についても、原則として猶予の裁量権を持たない。家庭裁判所は罰金を科すことができず、刑事裁判所が罰金を言渡したばあいにも、労役場留置によつて少年の罰金を代替することはできない。しかし他方、家庭裁判所は、審判を開かないまま事件を棄却することができるし、審判を開いたのち、なんらの処分を行わない決定をすることもできる。しかしこれらの決定に先立つて、少年自身やその親に対するカウンセリングや助言などの非公式の措置がしばしばとられる。またこの段階における公式の措置として「試験觀察」が行なわれることも少なくない。これは、終局処分を暫時留保して家庭裁判所調査官の監督下に置くものであるが、その少なからぬ部分は、民間の家庭ないし施設に国庫補助を与えて監督を委託する形で実施される。

一九六九年に単純な交通違反以外で家庭裁判所に送られたすべての少年一九六、三八〇名中、一三一、一九五名すなわち六七%は、公式の措置を受けることなく釈放された。その残りについていうと、刑務所に送られたのは六七一名すなわち一・〇%、執行猶予を得たのは八〇五名すなわち一・二%、少年院に送られたのは四、三九五名すなわち七%、罰金を科されたのは一五、四六五名すなわち二四%（多くは過失致死傷）、保護観察に付されたのは二六、一八九名すなわち四〇%、試験觀察ののち釈放されたのは一五、四〇四名すなわち二四%であった。ただし刑務所および少年院に送られた人数の五倍以上にあたる二三、一〇三名が終局処分に先立つて少年鑑別所に収容されていることに注意しなければならない。少年鑑別所への収容は通常三週間前後で、しばしば少年に「ショックを与える」目的で用いられ、その意味で非公式の处罚としての役割を果している。

家庭裁判所は、心理学や社会学等行動科学の訓練を経た「家庭裁判所調査官」を有する一方、広汎な裁量権を持つており、諸々の処遇方法の効果測定と結びついた個別的な処遇決定ができるようになつていて。家庭裁判所は「調査官」に助けられつつさまざまの処遇方法を開発して來た。「交通教室」はその一つであり、交通違反者達はそこで交通法規や交通道徳の再教育を受ける。若干のばあいにはこの種の教室が前記の民間委託先で開かれ、違反者はそこで幾日かの合宿訓練を受ける。「交通教室」は、保護観察所や公安委員会によつても開かれるようになつていて。

五 新立法の動き

政府は現在刑法典の大改正を企画しているが、拘禁刑を他の方法に置きかえようとする熱意は、そこには見られない。最近の改正案（宣告猶予削除前の刑事法特別部会案を指す）中でそのような狙いと関連するのは宣告猶

予だけであるが、これによつて代替されるのは、實際には起訴猶予や罰金や執行猶予であつて、拘禁刑ではないであろう。日数罰金、外部通勤、週末拘禁などのようなものは、草案には現われていない。あるいは日本では、拘禁刑は既に十分代替され尽してしまつてゐるのかも知れない。しかしながら、地域社会内の資源に大幅に依存して来た伝統的な刑事政策は、今日典型的に交通事犯に見られるように、崩壊の寸前にあるようにも思われる。草案の保守的な姿勢に対しては、刑事政策学者のある重要なグループが激しい反対運動を展開している。

〔付記〕 本稿は第九回国際比較法会議に提出したナショナル・リポートを反訳したものである。一九七三年夏に執筆したものなので、とくにその後の刑法改正問題の発展に鑑み再考を要する点もあるが、あえて修正しなかつた。